

京都府総合庁舎における照明LED化に係るリース可能性調査業務仕様書

1 目 的

京都府総合庁舎におけるLED照明の導入にあたり、リース方式を検討しているが、施工方法及び施工事業者の選定には、照明器具の型番及び台数等の情報や工事発注をした場合との経済比較の整理が必要であるため、リース方式での導入に向けた各種調査を行う。

2 業務概要

- (1) 業務名称 京都府総合庁舎における照明LED化に係るリース可能性調査業務
- (2) 対象施設 別表「対象施設一覧」のとおり
- (3) 所在地 別表「対象施設一覧」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和7年8月29日（金）まで

3 業務仕様

(1) 業務の実施

ア 業務計画書の作成

受注者は、本業務に着手する前に、次の事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出の上、発注者の承諾を得ること。

- ①業務工程表
- ②業務体制
- ③業務責任者
- ④業務実施者
- ⑤その他必要な事項

業務実施計画書の作成にあたって、その内容については発注者と協議を行い、発注者の承諾を得ること。受注者が業務実施計画を変更しようとする場合は、その内容について発注者の承諾を得ること。

※ 業務責任者は、次のいずれかの資格を持つ者とする。

- ①電気主任技術者（第一種・第二種・第三種）
- ②電気工事士（第一種・第二種）
- ③電気工事施工管理技士（1級・2級）
- ④建築設備士
- ⑤技術士（電気電子）
- ⑥過去5年以内（令和2年度以降）に、照明設備LED化に係る調査及び分析業務の経験がある者

イ 貸与する資料

発注者は、受注者に以下①～④の資料を別途貸与するものとする。（①及び②については、別表施設の内、山城広域振興局乙訓及び木津総合庁舎を除く）

- ① 既存の施設の調査図面
- ② 既存の調査資料（施設内の既存照明器具に関する数量・参考品番・設置室名）
- ③ 各総合庁舎の1日あたりの平均点灯時間及び電気料金単価一覧
- ④ 既存の施設の平面図

貸与資料は、業務完了時に発注者に返却すること。

(2) 業務の内容及び範囲

ア 対象施設の既存照明器具の現況調査

別表「対象施設一覧」に記載の施設の内、山城広域振興局乙訓及び木津総合庁舎については現地へ訪問し調査を行い、既設照明器具について、以下の項目を記した一覧表を作成・提出すること。

また、その他の対象施設における照明器具に関する情報については、3 (1) イで貸与する既存の調査資料等を活用すること。

(ア) 照明器具の設置場所に係る情報

- ・照明器具が設置されている建屋の名称
- ・設置されている部屋の名称及び階数

(イ) 照明器具に係る情報

- ・照明器具の型番及び台数
- ・照明器具の種類（蛍光灯・LED・白熱灯 等）

現地調査を行う際は、対象施設の施設所管課（施設管理者）に事前連絡し、調査の日時、内容等について調整すること。また、対象施設への連絡は早期に行い、施設運営に支障をきたさないよう配慮すること。

イ LED化に要するコスト等の試算

別表対象施設全てについて、LED化に必要な初期費用（工事設計費、既設照明撤去費、LED照明新設費（材工共）、処分費）を積算するとともに、LED化による消費電力の削減量、電気料金の削減額、その他必要と思われる経費について試算すること。

また、費用の積算にあたっては、次に示す2つの方式による場合をそれぞれ試算し、施設ごとに比較検討を行うこと。

①リース方式でLEDを導入する場合

②建築設備改修工事にて器具更新し、維持管理を行う場合

なお、①リース費用の積算は、3社以上のリース業者からの見積もり比較により行い、②については根拠資料として、労務単価や歩掛かり、カタログ等により公表されている器具単価の実勢価格、見積書徴取等、積算根拠は明確にし、適正な積算を行うこと。

ただし、山城広域振興局乙訓及び木津総合庁舎については、前項で調査した内容及び収集した情報を活用すること。その他の対象施設における照明器具に関する情報については、3 (1) イで貸与する既存の調査資料等も活用すること。

(注1) ①リース方式・②改修工事共に器具更新とし、器具改造によるLED管球への交換は行わない。

(注2) 使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内企業の製品とする。ただし、②改修工事による器具更新の場合は、原則として公共施設用照明器具規格に適合しているものから選定する。

(注3) 照明器具は新品とする。

4 提出成果物等

(1) 納品物

業務の成果を報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

提出成果物名	紙媒体	電子データ
3 (1) アにより作成した業務実施計画書	1 部	1 部
業務完了報告書	1 部	1 部
3 (2) アにより作成した照明器具の一覧表	1 部	1 部
3 (2) イにより作成したLED化の試算表	1 部	1 部
打合せ報告書	1 部	1 部
その他本業務により生じた資料一式	1 部	1 部

※電子データは、CD-R又はDVD-R媒体により、事前にウイルスチェックを行うこと。

(2) 納 期 令和 7 年 8 月 29 日（金）まで

(3) 納品場所 京都府総合政策環境部政策環境総務課

5 その他

- (1) 受注者は、関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たることとし、その内容については府に報告すること。
- (2) 業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受注者の負担とすること。
- (3) 受注者は、府の担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打ち合わせを行うこと。また、担当者等との協議・打ち合わせについては、軽微な事務連絡を除き、原則として対面又はウェブ会議にて行うこと。
- (4) 受注者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行わないこと。
- (5) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は発注者に帰属することとし、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得ること。
- (6) 受注者は業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務完了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義については、別途協議する。

【別表】 京都府総合庁舎における照明 LED 化に係るリース可能性調査業務の対象施設一覧

	施設名	所在地	現地調査
①	山城広域振興局宇治総合庁舎	宇治市宇治若森 7－6	
②	山城広域振興局乙訓総合庁舎	向日市上植野町馬立 8	○
③	山城広域振興局田辺総合庁舎	京田辺市田辺明田 1	
④	山城広域振興局木津総合庁舎	木津川市木津上戸 18－1	○
⑤	南丹広域振興局亀岡総合庁舎	亀岡市荒塚町 1－4－1	
⑥	南丹広域振興局園部総合庁舎	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	
⑦	中丹広域振興局舞鶴総合庁舎	舞鶴市字浜 2020 番地	
⑧	中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 10－2	
⑨	中丹広域振興局福知山総合庁舎	福知山市篠尾新町 1 丁目 91 番地	
⑩	丹後広域振興局峰山総合庁舎	京丹後市峰山町丹波 855	
⑪	丹後広域振興局宮津総合庁舎	宮津市字吉原 2586－2	

※ ○印の施設には現地調査を行うこと。